

# ナチュラル・ヴィレッジ会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ナチュラル・ヴィレッジ（以下「本会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務局を石川県金沢市鞍月5丁目225番に置く。

(目的)

第3条 本会は、金澤の食、工芸、芸能などの文化や恵まれた自然環境を活かし、地産地消の心がけを大切に、地域の人々の「しあわせ」と「QOL向上」を目指して、医食住が有機的に連携する社会や地域の実現に貢献することを目的とする。また、アクティブシニアをはじめ地域の方たちが、安心安全健康を大切に、より楽しい人生を過ごせる環境に配慮したコミュニティ形成の促進を支援する。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医食住が有機的に連携する社会システムを研究し金沢のみならず全国へ情報発信する。
- (2) 地産地消をテーマとした地域参画型事業の企画運営を行う。
- (3) アクティブシニアを対象とした事業の展開を行う。
- (4) 健康に生きる為の環境作りを提案する。
- (5) 事業目的を同じくする団体の支援または事業サポートを行う。
- (6) 参画企業の交流やビジネスマッチングの機会提供を行う。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、以下のように定める。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した個人または法人とする。
- (2) 準会員は、この会の事業を賛助するために入会した個人及び団体とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、総会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、本会の目的を達成するために、以下に定める年会費を、本会の定めるところにより納入しなければならない。

- (1) 正会員 50,000円 当日会費 無料
- (2) 準会員 10,000円 当日会費 2,000円～3,000円

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡、若しくは失踪宣告、または解散したとき
- (2) 会費を2年以上滞納したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総会員の同意があったとき

(退会)

第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前にその旨を理事長に届けなければならない。

(除名)

第10条 本会の会員が、本会の名誉を毀損し、本会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、会員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会、または除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

(会員名簿)

第12条 本会は、会員の氏名または名称および住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

前項の役員は総会の決議によって選任する。

(役員職務)

第14条 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。

- (1) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- (2) 事務局長は、理事長および副理事長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。

(監事の職務権限)

第15条 監事は、役員職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- (1) 監事は、いつでも役員に対して事業の報告を求め、本会の業務および財産の状況を調査

することができる。

(2) 監事は、会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告し、または、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第17条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

## 第4章 総会

(総会)

第18条 総会は、すべての正会員をもって組織する。

(1) 本会の総会は、定期総会および臨時総会とする。

(2) 定期総会は、毎事業年度の終了3か月以内に開催する。

(3) 臨時総会は、理事長が必要と認めるとき、全会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに招集することができる。

(総会の招集)

第19条 総会は理事長が招集する。

総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の2週間前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

第20条 総会は、理事長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関する事項

(2) 予算、決算に関する事項

(3) 役員を選任及び解任に関する事項

(4) 会則等の改正に関する事項

(5) その他の重要事項

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を提出した会員も含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第24条 本会の中に理事会を置く。

理事会は、第13条で定める役員（ただし、監事を除く）をもって構成する。

(理事会の招集)

第25条 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。

(理事会の審議事項)

第26条 理事会は、理事長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

第28条 資産は理事長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第30条 本会の事業計画および収支予算は、理事長、副理事長が作成し、年度開始前に役員会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。

(事業報告および決算)

第31条 本会の事業報告および決算は、理事長が次の書類を作成し、年度終了後2か月以内に監事の監査を受け、役員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

(事業年度及び会計年度)

第32条 会の事業年度及び会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第33条 本会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 本会は、総会の決議によって解散することができる。

(残余財産の処分等)

第35条 本会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議により、余剰金の分配をおこなうことができる。

## 第8章 補則

(委任)

第36条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第37条 本会則に定めのない事項は、すべて一般法令に従うものとする。

付 則

この会則は、平成29年1月1日から施行する。